

(写)

龍ヶ崎市犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

令和7年12月8日

龍ヶ崎市長

龍ヶ崎市条例第41号

龍ヶ崎市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第5条の規定に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減に向けた取組の推進を図り、もって犯罪被害者等を支える地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、滞在し、勤務し、又は在学する者及びそれらの者が市内において組織する団体をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (5) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。
- (6) 二次的被害 犯罪等による被害を受けた後に、配慮に欠ける言動、誹謗中傷等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、名誉の毀損、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (7) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (8) 関係機関 国、他の地方公共団体、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられるよう配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に、かつ、途切れることなく行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、二次的被害の防止に十分配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、関係機関との適切な役割分担を踏まえ、相互に連携を図りながら、犯罪被害者等の支援のための施策を実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等の支援に係る体制の充実に努めるものとする。
(市民等及び事業者の責務)

第5条 市民等及び事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の重要性についての理解を深め、再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その従業者が犯罪被害者等となった場合には、当該従業者が被害に係る刑事に関する手続等に適切に関与することができるようにするため、その就労に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。
(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、並びに関係機関との連絡調整を図るものとする。

(日常生活の支援)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 経済的負担の軽減を図るために、見舞金の給付等必要な支援を行うこと。
- (2) 犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた必要な支援を行うこと。
- (3) 従前の住居に居住することが困難となった場合における一時的な住居の提供その他居住の安定を図るために必要な支援を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の状況に応じた必要な支援を行うこと。

(安全の確保)

第8条 市は、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第9条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供その他の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発活動)

第10条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性並びに再被害及び二次的被害の防止の重要性について、市民等及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発活動その他の必要な施策を講じるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第11条 市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進することができるようにするため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（財政上の措置）

第12条 市は、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（支援の制限）

第13条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切ではないと認められる場合は、この条例に定める犯罪被害者等に対する支援を行わないものとする。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。